

労働基準監督署の立ち入り調査について

相談内容

知人が経営する会社に、労働基準監督署の立ち入り調査が入りました。立ち入り調査とはどのようなものでしょうか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、労働基準監督署の立ち入り調査や労働基準監督官の職務の概要を説明しました。

山口行政監視行政相談センターから

労働基準監督署による事業場（工場や事務所など）への立ち入り調査は、同署に配置された労働基準監督官が労働条件の確保・向上と労働者の安全や健康の確保を目的に実施しています。

調査は、法違反の可能性や、労働災害の発生リスクの高い事業場などを選定し、計画的に実施されるもののほか、労働者からの申告や、労働災害の発生を契機に機動的に実施されるものもあります。

労働基準監督官は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令に基づいて、事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などの検査、関係者への質問などを行い、労働者の労働条件について調査を実施します。調査を拒んだり、妨げたりした者は、労働基準法などにより処罰される場合があります。

調査の結果、法違反などが認められた場合は、事業主に対し、是正勧告、改善指導の文書指導が行われるほか、危険性の高い機械・設備などについては、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。これらの監督指導は、法違反を是正することなどが目的なので、是正や改善が確認されれば監督指導は終了となります。監督指導により法違反の多くは是正・改善されています。

また、労働基準監督官は、労働基準関係の法違反などに関して、特別司法警察職員として捜査する権限を有しています。

事業主などが度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しないなど重大・悪質な事案では、労働基準法などの違反事件として取り調べなどの任意捜査や捜索、差し押さえ、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検とともに事案を公表しています。

なお、労働基準法などについてのお問い合わせや、具体的な事案についてのご相談は、最寄りの労働基準監督署や、「労働条件相談ほっとライン（電話 0120・811・6110）開設時間月～金曜午後5時～同10時、土・日・祝曜午前9時～午後9時※12月29日～1月3日を除く」にご連絡ください。

（令和7年5月28日 山口新聞に掲載）